

家族法規則 (6) (終り)

(高位裁判所およびオンタリオ裁判所)

村 井 衡 平

第27章 財政的な情報の要求

27. (1) 財政的な情報の要求。もし支払命令がない場合に、受領者(型式27)による財政的な陳述を支持者に要求することができる。

(2) 財政的な陳述を要求する結果。請求者が送達されたのち10日目に、支払者は完成した財政的陳述書(型式13)を郵便、ファックスまたは電子メールで受領者に送達するものとする。

(3) 財政的な陳述書を請求する回数。受領者は財政的陳述書を6ヵ月に一度、請求することができる。ただし、裁判所が受領者に、よりしばしば、そうすることを許可するときは、この限りでない。

(4) 規則(3)の適用。もし一般の人々が本規則のもとで財政的な陳述をすべく命じられるとき、下記の細則が必要な修正を加えて適用される。

第13条(6) (完全情報開示)

第13条(5)または(2:1) (所得税情報)

第13条(1) (追加的な情報)

第13条(5) (訂正および追加)

第13条(6) (情報をファイルすべき命令)

第13条(7) (ファイルしないとき)

(5) 追加的な陳述の命令。裁判所は申立にもとづいて、支払者に財政的陳述書の送付およびファイルを命じる。

(6) 命令に従わないこと。もし支払者が財政的な陳述書を命令とうけたのち10

日以内に送達しないとき、裁判所は特別送達〔細則6(3)〕により、支払者が40日以内に継続的または断続的な拘禁をうけることになる。

(7) 収入源がその収入を説明すべき通達。もし支払命令が欠けている場合、受領者収入の陳述(型式27A)―支払者の収入源の状態―を要求し、かつ、受領者への郵送、ファイル、電子メールで通知することを要求する(型式27B)。

(8) 収入の説明をししばしば要求する。受領者は6ヵ月に一度、収入源からの収入の陳述を要求することができる。ただし、裁判所がそれよりしばしば行うことを受領者に許可するときは、この限りでない。

(9) 収入の陳述に関する命令。裁判所は受領者の申出により、収入源および収入の状態をファイルするものとする。

(10) 収入源が命令に従わない。もし収入源が命令を送達されたのち10日以内に、収入の陳述をファイルしないとき、裁判所は受領者の申立により、収入源からの収入の状態をファイルするものとする。

(11) 財政的な試験の指定。支払命令が不履行のとき、受取人は支払者に、特別送達〔細則6(3)〕により、財政的な調書(書式27C)の指定をし、支払者に下記のように要求する。

(12) 支払者以外の人の財政的調査。もし支払命令が行われず、支払者以外の人総則(17)に列挙された事柄を知らないとき、受領者は同人に対し、呼出状を証人に送達し(型式23)、かつ、証人費用を特別送達で同人に送付する。

(13) 財政的な試験が行われる場合。財政的な試験は、

- (a) 両当事者および試験される人が合意する場所、
- (b) 試験される人がオンタリオに住んでいるとき、
- (c) 裁判所によって選ばれる場所で行われる。

(14) 他の規則が適用される。細則19(4)、(5)および(8)(法律上の特権によって保証される証券、特典付証券、宣誓供述書から除外された証券)を加えて、財政的な試験に適用される。

(15) 試験の時期および場所の通知。財政的な指導のために指名されたか、または呼出状を送達された人は、少なくとも10日前に、試験の場所と時間を通知されるものとする。

(16) 誰れの面前で試験が行われるのか、それを報告する方法。財政的な試験は宣誓または誓約のもとに、未払者および受取人は会によって選ばれた人および

家族法規則 (6) (終り)

受取人または細則の第20条(2) (質問に対する他の準備) に従って選ばれた人の面前で行われ、かつ、同様の方法で選ばれた方法によって記録されるものとする。

(17) 試験の範囲。財政上の試験において、支払者または他の人は、下記の問題について問われるであろう。

- (a) 支払者の債務不履行の理由。
- (b) 支払者の収入および財産。
- (c) 支払者の負っている債務。
- (d) 支払者が、不履行中の命令がなされる以前か以後に、その支払者による財産の処分。
- (e) 支払者が命令のもとで過去・現在および未来に支払をうける能力。
- (f) 支払者が命令に従う意思をもっているかどうか、そうしない何か他の理由。
- (g) 命令の遂行に関する何か他の事柄。

(18) 試験をうけた人。支持者または財産的な試験のために招集をうけた人が、

- (a) 指名または招集によって要求される試験にやってこない。
- (b) 指名によって要求される政治的な説明をうける役目をはたさない。
- (c) 試験にはやってくるが、書物または物を提出しないか、もしくは呼出時に指示された書類または物をもっていないか、または
- (d) 試験にはやってくるが、しかし宣誓したり、確約したり、または質問に答えることをしない。

(19) 他の試験のための命令。裁判所は申立にもとづいて、支払人または他の人々の財政的試験の命令をし、さらに加えて、支払者または他の人に証券を郵送する。

(20) 拘置。支払者または他の人が正当な理由なしに細則第19条のもとでなされた命令または指令に従わないとき、特別サービスによる申立にもとづいて、継続的または断続的に40日を越えない期間、拘置されることを命じられる。

(21) 拘置命令は付加的なものである。裁判所は第20条のもとでの権能を規則第32条のもとで誓約書、罰金およびワラントに加えて、行使することができる。

(22) 試験をひんばんに。受領者は6ヵ月に一度またはそれよりひんばんに、裁判所の許可を得て支払を得ることができる。

第28章 債権差押および売却

28. (1) 差押会社の発行および売却。書記官は受取人が申し込むならば、下記を含む差押売却令状（書式28）を発行する。

(a) 差押令状および売却令状（型式28A）および

(b) 支払うべき金額〔型式26(5)および(6)〕。

(2) 責任を負うべき金額を変更する所定法上の宣言。「家族の責任および扶養料残額支払強制法」1996年の第44条に記載されている保安官への法律上の宣言は、型式28Bによるものとする。

(3) 命令が変更されるとき法律上の宣言。裁判所が差押・売却令状によって強制される支払命令を変更するとき、保安官への宣言（型式28B）は保安官に提出されるとき、細則(2)に定められている宣言と同一の効力を有する。

(4) 令状の有効期間。差押および売却令状は

(a) 受領者がそれを細則(7)のもとで取消すか、または

(b) 裁判所が細則(8)のもとで別の命令をするとき、

(5) 以前の規則のもとで発行された令状。これらの規則が効力を生じる前に運用された規定のもとで、裁判所によって発行された支払者の財産を差押・売却を命じる令状はここにいう差押・売却令状として同じ法律上の効力を有し、細則(4)が定める場合を除いて、消滅することはない。

(6) 支払の受領を保安官に通知する場合。もし差押・売却命令が保安官に交付されたとき、

(a) 受領者は保安官の請求にもとづいて、受領者またはその利益のために受領したすべての支払の詳細を示す法律上の宣言をするものとする。

(b) 保安官はそれに従って令状を増補する。

(7) 命令を強制する令状。命令を強制する令状を取得した人は、下記の場合、それがファイルされているすべての事務室から、直ちに取り去るものとする。

(a) 人はもはや令状によって命令を強制しようとは思わない。

(b) 他の命令の場合に、命令のもとでの定期的な支払をするべき支払者の義務は終了し、かつ、そのもとで負うべきすべての他の金額は、命令に従った支払が行われたか、または

家 族 法 規 則 (6) (終り)

- (c) 何か他の命令の場合、命令に不利益に令状が発せられた当事者が、命令に従った。
- (8) 令状の変更・取消・停止に関する命令。裁判所は申立にもとづいて、令状の期間を変更し、それを解消し、または一時的に延長する命令をすることができる。令状がオンタリオの他の裁判所によって発行されたとしても。
- (9) 命令のサービス。申立をする人または裁判所によって名指された他の人は、命令のコピーを
- (a) その事務所の令状がファイルされるすべての保安官および
 - (b) 令状が裁判所によって他の場所で発行されるか、他の裁判所により、または裁判所の書記官により、他の場所または他の裁判所の書記官によって行われる。
- (10) 財産の一時的差押令状。裁判所は、特別サービスの申立により〔細則6(3)〕、一時的差押令状（書式28C）の発行を許可し、保安官に、その人の不利に命令がなされている土地および他の財産の全部または一部を占有かつ保持し、さらに令状が取り消されるか、または裁判所が別の命令をするまで、財産からの収入を保持するものとする。
- (11) 電子式令状。受取書が上級裁判所による差押・売却証書の発行をうける権利がある場合は、受領者は民事手続規則に従って、電子式の発行およびファイルをうける権利がある。

第29章 債権差押（省 略）

第30章 欠席審理

30. (1) 欠席審理の通知の発送。書記官は下記の場合に欠席審理の通知をするものとする。（要式30）。
- (a) 扶養命令が受領者によって強制される場合に、受領者が欠席審理の請求を提出し（型式30A）、かつ、負っている金銭を陳述する〔細則26(5)〕とき。
 - (b) それがディレクターによって強制される場合に、ディレクターが支払うべき金銭の陳述を提出するとき、
- (2) 欠席審理の通知を発送する。欠席審理の通知は、特別送達によって〔細則

- 5(3) 支払者に送付される〔細則4(1)〕。
- (3) 支払者の反論。通知が送達されたのち10日以内に、支払者は受領者に
- (a) 財政的陳述書(型式13)および
 - (b) 欠席口論(型式30B)を提出する。
- (4) 支払うべき金銭の最新情報の陳述。支払者は負っている金銭について新しい陳述を提出し〔細則26(5)〕、欠席審理より7日以内に新しい陳述を提出するものとする。
- (5) ディレクターが最新の情報に接するとき。〔細則26(10)〕にかかわらず、細則(4)がディレクターにのみ適用される。
- (a) ディレクターが裁判所に強制するよう要求する金銭は、欠席裁判に示される金額よりも多いか、または
 - (b) 裁判所がそれを命じる。
- (6) 支払われた金額についての陳述は、正確であると推定される。ただし、支払者がした支払に関する陳述は正確でなく、かつ、詳細な理由を含めているときは、この限りでない。
- (7) 審理の日に強行できる残余金。欠席審理において、裁判所は審理の日に支払うべき金額を決定し、かつ、強制することができる。
- (8) 条件付の拘禁。「家族の責任および扶養料残額支払強制法」の第41条(a)(g)または(h)は、適切な条件のもとで、支払者の拘禁を延期することができる。
- (9) 逮捕状の発行。もし受領者が〔細則第6条(3)〕の援助サービスによる申出において、宣誓供述書(または口頭の証拠により)、裁判所の許可を得て、支払者は細則第(8)号にもとづいて課せられる条件に従わなかった旨をのべるとき、裁判所は支払者に対し、細則第41(13)(細則の変更)に従って逮捕令状を発行することができる。

第31章 裁判所侮辱

31. (1) 侮辱という申請はいつ評価されるのか。支払命令以外の命令は、たとえ他の処罰が利用できる場合でも、命令がなされた事件において、侮辱申立によって強制されることができる。

(2) 侮辱申立の通報。侮辱申立の通知(型式31)は補助的宣誓供述書と共に第

家 族 法 規 則 (6) (終り)

6条(a)(d)に定められた特別送達によって送付される。ただし、裁判所が別の定めをするときは、この限りでない。

(3) 侮辱申立の宣誓供述書。補強的宣誓供述書は供述書に署名するか、他の誰れかによって教えられた情報を含んでいるが、しかし第14条(9)の責任が満たされる場合のみである。

(4) 裁判所に連れていくための逮捕令状。その人の不利に逮捕令状が出されている人を裁判所の面前に連れていくため、裁判所は逮捕のための令状を発行することができる。もし

(a) ある人の出席が必要であり、かつ、

(b) その人が任意に出席しそうでないとき、裁判所はその人を逮捕するための令状を発行することができる。

(5) 侮辱命令。裁判所はある人が裁判所を侮辱していると判断するとき、その人が

(a) 正当な期間および条件のもとに拘置される。

(b) 適正な額の罰金を支払う。

(c) 罰金としてある金額を当事者に支払う。

(d) 裁判所が適切と決定する何か他のことをする。

(e) 裁判所が禁止することをしない。

(f) 裁判所によって決定された金額を支払う。

(g) 他の命令に従うこと。

(6) 臨時的差押令状。裁判所はまた臨時逮捕令状(型式28C)を人の財産に対して発行する許可を与えられる。

(7) 制限付きの監禁または罰金。下記の規定の1つのもので侮辱命令において、監禁の期間および罰金の額は現況の法律が課すものより大きくないものとする。

1. 子どもの法律改正法第38条。

2. 家族法典の第49条。

3. 家族の責任および扶養料残額支払強制法第53条。1996年。

(8) 条件付監禁または罰金。監禁または罰金支払命令は適当な条件のもとで延期されることができる。

(9) 逮捕令状の発行。一方当事者が特別サービス〔細則第6条(3)〕の申立によ

り、(または裁判所の許可を得て、口頭の証拠により)、その人は細則(8)のもとで課せられる条件に従っていなかった旨をのべるとき、裁判所はその人に対して逮捕状を発行することができる。

(10) 罰金の支払。罰金の支払に関する侮辱命令のためには、その人が罰金の支払いを侮辱することが必要である。

(a) 単一の支払のときは、裁判所が選定した日の直前または前の日、もしくは

(b) 裁判所が適切と考える時期を越えた賦払いの1回分。

第32章 株式買取請求権。契約書および株式買取請求権付きの社債

32. (1) 人を裁判所に導く支払通知書。事件の通知を送達されたのち、ある人が裁判所にやってこないとき、

(a) 裁判所は、

(i) ある人を逮捕するための令状を発行し、ある人を逮捕し、裁判所の面前につれてくることを命じ、または

(b) 裁判所は

(i) ある事件が不在のまま決定し、かつ、それが適切であれば、その人が社債を郵送すべく決定し、

(ii) もしその人が命令の送達をうけ、命令がのべられた日に郵送されなかったとき、その人を裁判所の面前に連れていく。

(2) 証書の型式およびその要件。命令は型式32により、捺印する必要はない。

(a) 裁判所が別の定めをする場合を除いて、保証人は少なくとも1人だけ設け、

(b) 会社が適切と考える条件を列挙し、

(c) もし条件が守られなかったとき、科せられる金額をのべ、

(d) 裁判所が別の定めをする場合を除いて、その金額を裁判所書記官に寄託するものとし、かつ、

(e) 金銭が支払われた書記官の名前は公表される。

(3) その人の面前で誓約が行われる人。誓約は判事、治安判事または書記官の面前で行われる。

家族法規則 (6) (終り)

(4) 「捺印金銭債務証書」の条件の変更。裁判所は申立にもとづいて、命令の日付以降、一方当事者の事情に重大な改訂を生じたことを、その事情の頁の欄外に付記するものとする。

(5) 「子どもの法律改正法」のもとでの条件の変更の場合にもまた、付則第(4)は事情の実質的な変更または(子どもの最善の利益)に実質的な影響を及ぼしそうである。

(6) 保証人の移動または再配置。裁判所は申立にもとづいて、保証人が保証人としての他の人にとって代われ、命令が与えられるのと同時に、保証人としての義務を免れる。

(7) 金銭債務証書を強制する申立。第143条(1)のもとで、申立にもとづいて(型式 32A) の金銭債務証書の承認の強制を求める人は、

(8) 預託金が作られなかったとか、もし預託金を作るべき命令がなされたが、作られなかったとき、命令は支払者または預託者に要求された金額を支払うよう要求するものとする。

(a) 裁判所が選ぶところにより、直ちに、または裁判所が選んだ日以前に、または

(b) 裁判所が適切と考える日時を経た支払を命じる。

(9) 支払予定の変更。第8項の下での支払のための時間が科されるならば、裁判所は支払人または保証人によるその後の申立により、支払のためのさらなる時間を認めることができる。

(10) 預託金を没収する命令。預託金を没収する命令がなされ、預託金が要求され、支払われるとき、裁判所書記官は支払われた金額を直ちに、支払われるべき人に寄託するものとする。

(11) 取消権つきの公債証書。裁判所は、申立にもとづいて、細則(4)のもとでの命令を作成するか。またはボード(株式金銭預託証書)を取り消し、かつ、寄託の全部または1部をポンド払いに戻し、もし

(a) 支払者または保証人が債務証書を作成する。

(b) 証書の条件が破られなかったし、かつ、

(c) 条件が充たされたか、または充たされなかったか、支持者または保証人が変更されたポンドの条件を取得する正当な理由があった。

(12) 逮捕状の型式。下記のどれかを理由に発行される逮捕状の型式 32B によ

るものとされ、

1. 1996年の家族の責任および扶養料残額支払強制法の第40条(4)のもとで支払われない一方当事者、
2. 家族の責任および扶養料残額支払強制法の第41条のもとで裁判欠席者、
3. 家族法典第43条(1)または59条(2)のもとでの責任を負わない人。

(お わ り)